

長野県治水・利水対策推進本部
長野県知事 田中 康夫 様



平成 17 年(2005 年) 2 月 28 日
清 川 流 域 協 議 会

提 言 書

清川流域における総合的な治水・利水対策について

本協議会は、長野県の清川ダム建設中止方針を受け、清川流域について住民と行政が共にダムによらない治水・利水対策等の実現に向け議論してきた。

治水対策に関しては、長野県治水・利水対策推進本部から提示された河川改修原案の、清川をD級河川と位置付け、断面不足により河川改修が必要な区間を50年に一度起こるであろう降雨に対しての治水安全度を目標とする計画について、清川の現状、これまでの災害の実態、流域の整備状況、土地利用状況等を勘察し、早期に安全が確保されるよう議論を行った。

また、ダム計画は治水と流水の正常な機能の維持を目的としており、利水計画は無かったものの、冬期間は洪水調節容量の一部を活用することにより、飯山市の流雪溝用水に利用可能な下流域の流量を安定的に流下させる構想があったため、今後の流雪溝の運用についても議論を行った。

これらの結果、以下のとおり提言する。

【治水対策について】

(河川改修について)

長野県治水・利水対策推進本部が提示した河川改修原案に関して、改修計画区間内の改修方法については特に意見を述べる問題点はないが、保全対象が耕地に限られ、氾濫した水が河道へ回帰するとの理由で改修計画区間からはずれている上流域のE区間について意見を付す。

E区間については過去の災害を振り返ってみると、上流域の水際部分が浸食され下流へ土砂及び流木が流出することにより、河道狭窄部分で越水を引き起こす原因となっている。

よって、改修計画のない山間地においても浸食防止を目的とする河川整備が必要であることを申し添える。

(上流域の土砂流出・流木対策について)

清川上流域には地すべり防止区域、保安林、砂防指定地も存在し、様々な対策が行われているが、今後とも、地元住民と情報を共有しながら、既存の施設の適切な維持管理を行うとともに、流域の荒廃により災害が発生しないように土砂流出・流木対策を推進し、また森林の公益的機能を向上させるため森林整備を実施することを要望する。

【利水対策について】

飯山市が平成13年に策定した市街地流雪溝整備計画では、導入用水の少量化を図るため既存用水とりわけ都市下水路の効果的利用を計画の主眼としており、現況河川に与える環境負荷が少ないものとなっている。

利水に関しては、住宅構造の変化や道路の融雪施設の整備が進んだこと等による雪対策の現状、また現況の清川の水が市街地以外の地区でも利用されていること等を勘案し、飯山市策定の市街地流雪溝整備計画によるものとする。

【その他意見】

今後実施される河川改修については早期に着手されることを要望する。

特に下流のJR橋付近については、氾濫により公共交通機関が止まることが地域に多大な影響を与えることとなるため、安全な通水の確保が必要である。

また、河川改修にあたっては、水生生物の生息環境に配慮するとともに、人が水と親しめる構造とすることを要望する。

【まとめ】

地域の安全を考えるうえで地元住民との協力は不可欠である。行政は早期に情報を発信し、地域住民は積極的に安全で快適な地域づくりに参画することを願い、本協議会としても事業の完了まで活動を継続していきたい。